

(座標値種別: 図上測定)

+71709.049 |

-12668.479

This figure is a land survey map with the following details:

- Coordinates:** The map includes coordinate markers such as 4348-1, 4348-2, 4352, 4317, 4316, 4314, 4233, 4313, 4312, 4311, 4310, 4309, 4308, 4307, 4306, 4305, 4296-2, 4296-1, 4295, 4294, 4293-1, 4285, 4284, 4283, 4282, 4281, 4279-2, 4279-1, 4279-3, 4277, and 4274.
- Boundaries:** The map shows various property boundaries, some of which are highlighted in red. A specific area is highlighted with a red line and labeled with the text: "所有者:建設省
公道(建築基準法上の道路ではありません)".
- Labels:** The map includes labels such as "地区外" (Outside the area) and "地区内" (Inside the area) in both horizontal and vertical orientations.
- Grid:** A grid system is visible, with a vertical line labeled "N" and horizontal lines labeled with coordinates.

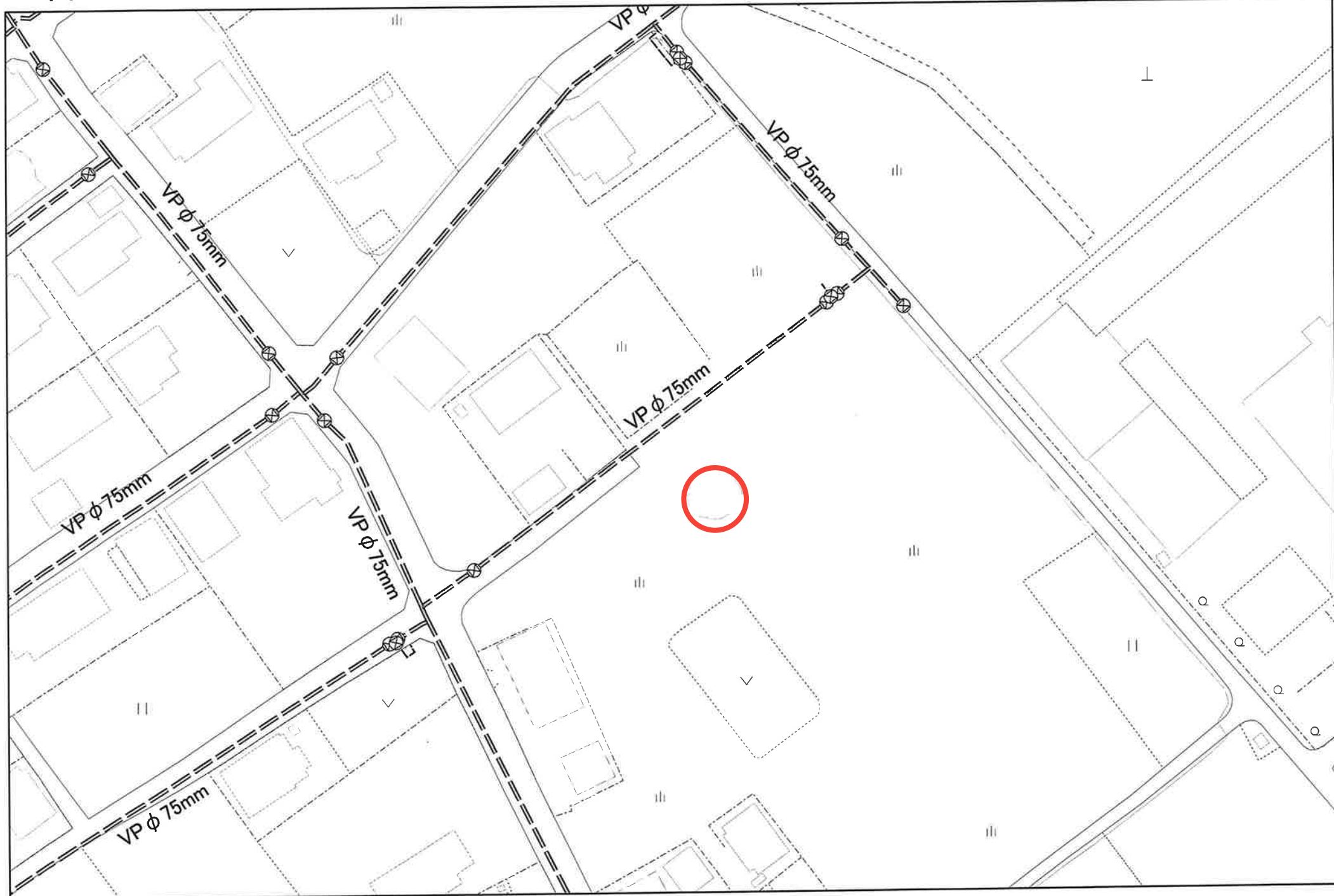
地番区域見出

請求部	所在	神栖市息栖字東光台					地番	4312番	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類
作成年月日	平成4年1月			備付年月日 (原図)	平成7年2月28日			補記項	

2025/12/01 15:04 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)			調製	平成14年11月20日	不動産番号	0530000087687
地図番号	余白		筆界特定	余白		
所在	鹿島郡神栖町大字息栖字東光台			余白		
	神栖市息栖字東光台				平成17年8月1日行政区画変更 平成17年9月20日登記	
①地番	②地目	③地積 m ²			原因及びその日付〔登記の日付〕	
1744番	宅地	631:40			余白	
4312番	宅地	535:99			平成7年1月27日土地改良法による換地処分 〔平成7年2月2日〕	
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	
				余白	平成14年11月20日	

※本図はあくまでも目安であり現地とは相違している場合があります。



都市計画（神栖市）R4.7時点

中心地 | 神栖市息栖 付近



凡例	属性
<input type="checkbox"/> 神栖市_市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 神栖市_道路	種別 市街化調整区域
<input type="checkbox"/> 神栖市_下水道	

印刷日時:2025/10/12 14:05:59

市街化調整区域 「自己用住宅」許可基準(概要)

—神栖市—

この表は、「神栖市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例」の中から、自己用住宅の代表的なものについて、許可基準の概要を示したものです。(平成 19 年 10 月 1 日)

詳しくは、神栖市ホームページに「条例」、「細則」、「運用基準」が掲載されておりますので、ご参照ください。

線引日：昭和 48 年 10 月 1 日

要件等基準(略称)	適用の範囲等	住宅を必要とする理由等	申請者の資格等	申請土地の要件(取得状況等)	予定建築物の用途	予定建築物の規模	土地の面積	備考
条例第6条第1項 第1号 (既存集落)	概ね 50 戸以上の建築物(住宅)が 70m 未満の敷地間隔で建ち並んでいる(連担している)集落内の自己用住宅 ※ 当該集落は、自然的条件及び社会的条件に照らして独立した一体的な日常生活圏を構成していること ・概ね 50 戸とは 40 戸が下限です ・連担は、市街化区域への連担でもよいが、市内のみが原則	次のいずれかに該当すること □結婚により独立 □定年・退職・転勤等により転居 □現住居が過密・狭小・被災・立ち退き・借家等 □疾病等による転居 □リターン等 □その他	通勤可能地(原則 2 時間以内)で、次のいずれか □右の土地所有者 □出身者(次のいずれかに該当する者) ・線引日以前に申請地と同一大字内又は隣接大字内に本籍又は住所を有していた者 ・上記に該当する者の血族 2 親等又は姻族 1 親等以内の者 ・申請地と同一大字内又は隣接大字内に 10 年以上都市計画法に違反しないで住んでいた者 □右の土地取得者 ※ 親族とは、申請者からみて血族 6 親等姻族 3 親等以内の者(民法第 725 条による親族)	自己の居住のための 一戸建専用住宅 (自己用住宅)	自己の居住のための 一戸建専用住宅 (自己用住宅)	概ね 200m ² 以下 高さは 10m 以下	概ね 200m ² 以上 500m ² 以下	
条例第6条第1項 第3号 (世帯分離)	現住宅の敷地内又は隣接地に世帯分離する場合の自己用住宅 ※ 現住宅は、線引日に既に存していたか、線引日以後都市計画法の開発又は建築許可を得て建築したものであること	現在又は過去に世帯主と住居及び生計を一にしている親族の者が居住するため	世帯主又は世帯員	次のいずれか □現在の敷地の一部を利用(敷地分割) □現在の敷地の隣接地で、世帯主又は世帯員が所有している土地又は取得する土地 (第 3 者から取得する場合は申請者が取得すること)	自己の居住のための 一戸建専用住宅 (自己用住宅)	概ね 200m ² 以下 高さは 10m 以下	概ね 200m ² 以上 500m ² 以下 ・既存住宅の敷地内の場合はこの限りでない	
条例第6条第1項 第2号 (小規模既存集落)	概ね 6 戸以上の建築物(住宅)が 70m 未満の敷地間隔で建ち並んでいる集落(小規模既存集落)内の自己用住宅 ※ 当該集落は、線引日以前から既存の集落形態を有し、かつ、周辺が農業振興上開発が制限される等スプロール化の恐れのない独立した集落であること	条例第6条第1項 第1号 (既存集落) に同じ	次のいずれか □線引日前に当該集落内に本籍又は住所を有していた者 □上記の者の血族 2 親等又は姻族 1 親等以内の者	当該小規模既存集落内に存し、次のいずれか □申請者が所有している土地 □申請者が取得する土地	自己の居住のための 一戸建専用住宅 (自己用住宅)	概ね 200m ² 以下 高さは 10m 以下	概ね 200m ² 以上 500m ² 以下	
条例第6条第1項 第4号 (敷地増)	線引時に既に存していた自己用住宅又は線引日以後都市計画法の開発又は建築許可を得て建築した自己用住宅で敷地を拡張する場合	建て替え等又は付属建築物の計画に際し、敷地が狭小で駐車場の確保が困難、法令に抵触する等のため	線引時に存していた住宅 …世帯主又は世帯員 線引日以後許可を得て建築した住宅 …当該許可を得た者 又は当該住宅を相続した者	拡張を計画する土地は、従前の敷地に接し、申請者若しくはその同居者が所有している土地若しくは取得する土地	自己の居住のための 一戸建専用住宅 (自己用住宅)		拡張後の敷地面積は、概ね 500m ² を限度とする	